

「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」の一部改正（案）

新	旧
投資信託等の運用に関する規則に関する細則 第 1 条～第 3 条 (省 略) (資金の借入れの限度額等) 第 4 条 規則第15条第 1 項第 9 号に規定する細則で定める限度額は、次に掲げる場合について当該各号で定める期間及び限度額とする。 (1) 投資信託財産が当該投資信託財産の解約代金の支払いに応ずるために資金手当て（解約代金の支払いのために借入れた資金の返済を含む。）を目的とする場合の借入れは、<u>以下のイ～ハに定める期間とし、当該有価証券等の売却代金、解約代金及び償還金の合計額を借入残高の限度額とする。</u> <u>イ 投資信託の解約時における顧客への解約代金の支払日から投資信託財産で保有する有価証券等（有価証券及び金融商品をいう。以下同じ。）の売却代金の受渡日までの期間</u> <u>ロ 投資信託の解約時における顧客への解約代金の支払日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金の入金日までの期間</u> <u>ハ 投資信託の解約時における顧客への解約代金の支払日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内の場合の当該期間</u>	投資信託等の運用に関する規則に関する細則 第 1 条～第 3 条 (同 左) (資金の借入れの限度額等) 第 4 条 規則第15条第 1 項第 9 号に規定する細則で定める限度額は、次に掲げる場合について当該各号で定める期間及び限度額とする。 (1) 投資信託財産が当該投資信託財産の解約代金の支払いに応ずるために資金手当て（解約代金の支払いのために借入れた資金の返済を含む。）を目的とする場合の借入れは、<u>投資信託の解約時における顧客への解約代金の支払日から投資信託財産で保有する有価証券等（有価証券及び金融商品をいう。以下同じ。）の売却代金の受渡日まで、又は有価証券等の解約代金の入金日まで、若しくは有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内の場合の当該期間とし、当該有価証券等の売却代金、解約代金及び償還金の合計額を借入残高の限度額とする。</u>

投資信託等の運用に関する規則に関する細則

新	旧
(2) 分配金再投資型投資信託の分配金の支払いに応ずるための資金手当てを目的とする場合の借入れは、分配金の支払日から翌営業日までの間とし、分配金再投資額を借入残高の限度額とする。 <u>(3) 目論見書又は投資信託約款において定期的な安定分配を目指す旨の記載がある以外のファンドで、分配金の支払いに応ずるための資金手当てを目的とする場合の借入れ（分配金の支払いに応ずるための資金手当てを講じてもなお不足額が生じる場合に限る。）は、以下のイ～ハに定める期間とし、分配金支払額（分配金の支払いに応ずるための資金手当てが可能な額を除く。）を借入残高の限度額とする。</u> <u>イ 投資信託の分配時における分配金の信託財産からの支払日から投資信託財産で保有する有価証券等（有価証券及び金融商品をいう。以下同じ。）の売却代金の受渡日までの期間</u> <u>ロ 投資信託の分配時における分配金の信託財産からの支払日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金の入金日までの期間</u> <u>ハ 投資信託の分配時における分配金の信託財産からの支払日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内の場合の当該期間</u> <u>(4) 投資信託財産が当該投資信託財産の現物交換取引の証券決済に応ずるにあたり、上場投資信託構成銘柄の残高の一時的な不足が生じ有価証券の一部の引渡しを翌日以降に繰延べる場合で、当該繰延べに係る有価証券の総額について、清算機関に当日支払いに応ずるための資金手当てを目的とする場合の借入れは、以下のイに定める期間及びロに定める</u>	(2) 分配金再投資型投資信託の分配金の支払いに応ずるための資金手当てを目的とする場合の借入れは、分配金の支払日から翌営業日までの間とし、分配金再投資額を借入残高の限度額とする。 <u>(新 設)</u> <u>(新 設)</u>

投資信託等の運用に関する規則に関する細則

新	旧
<u>限度額とする。</u> <u>イ 清算機関への支払日から投資信託財産の証券残高が回復するまでの期間とする。</u> <u>ロ 清算機関への支払総額から投資信託財産として必要な金額までを借入残高の限度額とする。</u> （<u>5</u>）事故処理に伴う資金手当て（当該投資信託財産に借入れ金利を負担させないものに限る。）を目的とする場合の借入れは、投資者本位に資すると考えられるやむを得ない事故処理に係る借入れとし、この場合の借入れは、当該投資信託財産の事故処理に伴う対応に必要な範囲の借入期間及び借入限度額とする。なお、当該借入れの事例として、以下のような事例が考えられる。 イ ファンド・オブ・ファンズの銘柄組替えにおいて、別銘柄の買付代金の支払いに、組入れ投資信託の売却代金の入金を見込んでいる場合における当該売却代金の入金遅延に伴う資金手当てを目的とする借入れ ロ ファンド・オブ・ファンズの分配金の支払いに、組入れ投資信託の分配金の入金を見込んでいる場合における当該分配金の入金遅延に伴う資金手当てを目的とする借入れ ハ 証拠金の受領額を当日の資金繰りに見込んでいる場合における当該証拠金の入金遅延に伴う資金手当てを目的とする借入れ （以下略） <u>附 則</u> <u>この改正は、令和6年〇月〇日から実施する。</u>	（<u>3</u>）事故処理に伴う資金手当て（当該投資信託財産に借入れ金利を負担させないものに限る。）を目的とする場合の借入れは、投資者本位に資すると考えられるやむを得ない事故処理に係る借入れとし、この場合の借入れは、当該投資信託財産の事故処理に伴う対応に必要な範囲の借入期間及び借入限度額とする。なお、当該借入れの事例として、以下のような事例が考えられる。 イ ファンド・オブ・ファンズの銘柄組替えにおいて、別銘柄の買付代金の支払いに、組入れ投資信託の売却代金の入金を見込んでいる場合における当該売却代金の入金遅延に伴う資金手当てを目的とする借入れ ロ ファンド・オブ・ファンズの分配金の支払いに、組入れ投資信託の分配金の入金を見込んでいる場合における当該分配金の入金遅延に伴う資金手当てを目的とする借入れ ハ 証拠金の受領額を当日の資金繰りに見込んでいる場合における当該証拠金の入金遅延に伴う資金手当てを目的とする借入れ （同 左）